

○厚生労働省告示第百九十五号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月三十日

厚生労働大臣 武見 敬三

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示

（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正）

第一条 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七十二 (略)</p> <p>七十三 経皮的前立腺がんマイクロ波焼灼^{しやく}・凝固療法 前立腺がん(限局性のものに限る。)</p> <p>七十四 アルゴンプラズマ高周波焼灼^{しやく}・凝固療法 切除が可能な食道表在がん</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇七十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示の一部改正)

第二条 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示(令和六年

厚生労働省告示第百二十四号)を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準第三中「七十
二」を「七十四」に改め、同表改正後欄の同告示第三中「五十」を「五十二」に改める。

附 則

この告示は、令和六年五月一日から適用する。